

清 川 村 議 会 運 営 委 員 会 次 第

日 時 令和 7 年 2 月 25 日（火）午前 9 時 30 分

場 所 清川村庁舎 3 階 第 2 ・ 3 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 令和 7 年清川村議会 3 月定例会の運営について

ア 提出予定議案の概要について

別紙のとおり

イ 会期について

3 月 5 日から 3 月 日までの 日間

ウ 日程について

別紙のとおり

(2) そ の 他

4 閉 会

議会運営委員会説明資料	2月25日（火）9時30分
令和7年3月定例会	清川村庁舎3階 第2・3会議室

3月定例会における提出議案等の概要は、次のとおりです。

1 令和7年度施政方針について

当日、配付いたします。

2 【議案第2号】刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることから、関係条例について所要の改正を行うため、本条例を制定するものです。

3 【議案第3号】清川村企業版ふるさと納税基金条例の制定について

地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連して寄附された企業版ふるさと納税を柔軟かつ効率良く活用することで、円滑な制度運営を図ることを目的とした清川村企業版ふるさと納税基金を設置するため、本条例を制定するものです。

4 【議案第4号】基金の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

設置目的の類似している基金を編入及び廃止することで、特定目的基金を適切に管理・運用するため、本条例を制定し、関係する条例の統合及び廃止等の所要の整理を行うものです。

5 【議案第5号】清川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い「仕事と生活の両立支援の拡充」を図るため、所要の改正を行うものです。

6 【議案第6号】清川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い「仕事と生活の両立支援の拡充」を図るため、所要の改正を行うものです。

7 【議案第7号】清川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることなどに伴う改正及び令和6年8月の人事院勧告に伴う扶養手当等の見直しについて、所要の改正を行うものです。

8 【議案第8号】清川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

国民健康保険法施行令の一部改正に伴う保険料の賦課限度額及び軽減判定所得の引き上げにより、清川村国民健康保険条例についても同様の措置を講ずるため、所要の改正を行うものです。

9 【議案第9号】清川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改定するため、所要の改正を行うものです。

**10 【議案第 10 号】 清川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給
に関する条例の一部を改正する条例について**

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることなどに伴う改正及び非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の勤務年数区分に「35年以上」の区分を追加するため、所要の改正を行うものです。

11 【議案第 11 号】 令和 7 年度清川村一般会計予算

予算総額：2,879,119 千円とするものです。

**12 【議案第 12 号】 令和 7 年度清川村国民健康保険事業特別会計
予算**

予算総額：398,891 千円とするものです。

13 【議案第 13 号】 令和 7 年度清川村介護保険事業特別会計予算

予算総額：354,931 千円とするものです。

**14 【議案第 14 号】 令和 7 年度清川村後期高齢者医療事業特別会計
予算**

予算総額：98,510 千円とするものです。

15 【議案第 15 号】 令和 7 年度清川村簡易水道事業会計予算

収益的収入及び支出

収 入：179,104 千円

支 出：164,915 千円

資本的収入及び支出

収 入：0 千円

支 出：53,976 千円とするものです。

16 【議案第16号】 令和7年度清川村公共下水道事業会計予算

収益的収入及び支出

収 入：363,782 千円

支 出：362,413 千円

資本的収入及び支出

収 入：184,388 千円

支 出：240,487 千円とするものです。

17 【議案第17号】 令和6年度清川村一般会計補正予算（第6号）

《補正額 148,845 千円》

主な補正の内容は、新たに繰越明許費を設定するもののほか、歳入では、県内での消費活動が増えたことに伴う地方消費税交付金の増額と給与改善費等の創設に伴う追加交付による地方交付税の増額、国庫支出金として、低所得世帯支援給付金支給経費の確定に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減額、新型コロナウイルスワクチンの接種者の減による新型コロナウイルスワクチン接種国庫補助金の減額と地籍調査事業の完了に伴う社会資本整備総合交付金の減額、ふるさと応援寄附金の減額見込みによる寄附金の減額及び基金の見直しに伴う所要額の補正です。

歳出では、低所得世帯支援給付金支給経費の確定に伴う減額や新型コロナウイルスワクチン接種者の減に伴う減額、ふるさと応援寄附金の減額に伴う一括代行業務委託経費の減額のほか、各事務事業の執行に伴い、一部不足する経費の増額及び関係経費の確定や精査等による減額及び基金の見直しに伴う所要額の補正です。

18 【議案第18号】 令和6年度清川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

《補正額 10,320 千円》

主な補正の内容は、歳入では保険給付費の増に伴う保険給付費等交付金（県支出金）の増額、歳出では一般被保険者の療養給付費（医療費）と高額療養費（医療費）に係る保険給付費の増額です。

19 【議案第19号】令和6年度清川村介護保険事業特別会計補正
予算（第3号）

《補正額 1,370 千円》

主な補正の内容は、歳入では保険給付費の増に伴う介護給付費の
国庫負担金及び支払基金交付金の増額、歳出では施設介護サービス
などの利用増による、保険給付費の増額です。

20 【議案第20号】令和6年度清川村後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第1号）

《補正額 △ 4,352 千円》

主な補正の内容は、歳入歳出において、前年度の療養給付費等の
確定に伴う減額です。

21 【議案第21号】令和6年度清川村簡易水道事業会計補正予算
（第3号）

《収益的收入補正予定額 266 千円》

《収益的支出補正予定額 △ 7,102 千円》

主な補正の内容は、収益的收入では受託工事の見込みのないこと
による配水管布設工事受託収入の減額と過年度分消費税の還付に
よる増額、収益的支出では受託工事の見込みのないことによる給水
工事受託事業の減額と過年度分消費税の確定に伴う納付金の減額
です。

22 【議案第22号】令和6年度清川村公共下水道事業会計補正予算
（第3号）

《収益的收入補正予定額 △ 19,058 千円》

《収益的支出補正予定額 △ 13,890 千円》

《資本的收入補正予定額 △ 315 千円》

《資本的支出補正予定額 △ 7,488 千円》

主な補正の内容は、収益的收入では過年度分消費税の還付による
増額に伴う一般会計補助金の減額、収益的支出では過年度分消費税
の確定に伴う納付金の減額と有形固定資産額の確定に伴う減価償
却費の減額です。

また、資本的収入では工事請負契約などの経費の確定に伴う国庫補助金や企業債の減額、資本的支出では工事請負契約などの経費の確定に伴う建設改良費の減額です。

1	施 政 方 針	1 件
2	提 出 議 案	
①	条例制定	3 議案
②	条例改正	6 議案
③	当初予算	6 議案
④	補正予算	6 議案
合	計	2 2 議案等

※ その他「議案第3号、第4号及び第7号から第10号まで」は当初予算審議前に、また「議案第11号から第16号」は一括議題としていただきますようお願いいたします。

【その他の案件】

① 3月議会全員協議会の開催について

協議案件がある場合は、3月21日（金）の本会議終了後、全員協議会の開催をお願いいたします。

陳 情 關 係 一 覽 表

(新規受理分)

受 付 日	受 理 号	件 名	陳 情 者	備 考 (取 扱)
6.12.20	陳 情 6－14	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	横浜市中区桜木町３－９ 平和と労働会館６階 神奈川県労働組合総連合 議 長 住 谷 和 典	(持 参)
7.1.31	陳 情 7－１	訪問介護報酬引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出の陳情	横浜市中区太田町６－８４－２ 大樹生命ビル４階 ユーコープ労働組合 中央執行委員長 積 哲也	(郵 送)
7.1.31	陳 情 7－２	従来（紙）の健康保険証の発行存続を求める意見書提出の陳情	横浜市中区太田町６－８４－２ 大樹生命ビル４階 ユーコープ労働組合 中央執行委員長 積 哲也	(郵 送)
7.2.7	陳 情 7－３	従来（紙）の健康保険証の存続を求める陳情	横浜市神奈川区鶴屋町２－２３－２ TS プラザビルディング２階 神奈川県保険医協会 理事長 田辺 由紀夫	(郵 送)
7.2.7	陳 情 7－４	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出することを要望する陳情書		(持 参)

受 付 日	受 理 番 号	件 名	陳 情 者	備 考 (取 扱)
7.2.17	陳 情 7－5	従来（紙）の健康保険証の発行存続を求める意見書提出の陳情	厚木建築組合 組合長 内藤照永 神奈川県土建一般労働組合厚木支部 執行委員長 高橋政雄	(郵 送)
		以 下 余 白		

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳情第 6 - 1 4 号
受理年月日	令和 6 年 1 2 月 2 0 日
件 名	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
陳 情 者	神奈川県横浜市中区桜木町 3 - 9 平和と労働会館 6 階 神奈川県労働組合総連合 議長 住谷 和典
陳情の趣旨	別紙陳情書のとおり

(令和 6 年 1 2 月 2 0 日持参)

2024年12月20日

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町3-9 平和と労働会館6階 TEL045-212-5855

神奈川県労働組合総連合

議長



【陳情の趣旨】

神奈川県地方最低賃金審議会(赤羽淳会長)は8月5日、神奈川県の最低賃金を現行(1時間1,112円44銭)引き上げ、1,162円とするよう神奈川県労働局・藤枝茂局長に答申しました。上げ幅は厚生労働省の審議会が示した目安と同額ですが、答申は「中小企業などの生産性向上等のための中長期的な支援や助成金等の申請手続きの簡素化および価格転嫁対策として、県・市町村を含む関係機関と密に連携し、適切な転嫁に向けた取り組みを迅速に徹底すること」を求めています。

急激な物価上昇の局面において今年度の神奈川県地方最低賃金審議会(以下審議会)では、最低賃金決定の3要素のうち生計費に着目した議論がなされました。審議会は労働者の生計費の資料として、神奈川県人事委員会の「世帯人員別の月額標準生計費」を採用しますが、その金額は単身者では148,190円、4人世帯では256,830円です。この金額では健康的な食事や医療へのアクセス、交際費など、本来必要とすることを切り詰めなければ暮らせません。最低賃金1,162円で月に150時間働いても174,300円です。そこから、税金や社会保険料が天引きされれば、水道光熱費や住居費、食費など最低限の支払いは一層厳しくなり、その状況は長引く物価高騰によって、ますます深刻となっています。

神奈川県のパートタイム労働者比率は2019年では35.1%、2023年では37.8%と増加しており、女性労働者の55.4%がパートタイム労働者です。また、神奈川県における最低賃金の影響率は、事業所規模30人以上では28.6%・全国平均21.6%、事業所規模5人以上では10.3%・全国平均8.1%(厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」から引用)と全国一高くなっています。今春闘での賃上げは物価高騰に届いておらず、最低賃金を含めた賃金の引き上げによる非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められています。

最低賃金の引上げに伴った賃上げを行う際に、中小企業の大きな負担となっている社会保険料の事業主負担の軽減が求められています。この間、中小企業団体や健康保険協会の強い要望や国会審議など、その実現は喫緊の課題となっています。2014年の小規模企業振興基本法制定の際、国会では「中小零細事業者の社会保険負担軽減に効果的な支援策を講ずる」との附帯決議がなされています。国内事業者数の99%を占める中小規模事業者に対しては、最低賃金の引上げとともに、社会保険料負担の軽減と国庫負担増が必要であり、社会保険料の事業主負担の軽減が、賃金への転嫁や正規雇用の増大につながると考えます。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。貴議会におかれましては、最低賃金を抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現することを、国に対して意見書を提出するよう陳情します。

陳情]6-14

12/20 持参

以上

2550001

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳情第 7 - 1 号
受理年月日	令和 7 年 1 月 3 1 日
件 名	訪問介護報酬引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出の陳情
陳 情 者	横浜市中区太田町 6 - 84 - 2 大樹生命ビル 4 階 ユーコープ労働組合 中央執行委員長 積 哲也
陳情の趣旨	別紙陳情書のとおり

(令和 7 年 1 月 3 1 日郵送)

訪問介護報酬引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を 早急に行うことを国に求める意見書提出の陳情

1. 陳情の要旨

国に対し、訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を提出すること。

2. 陳情の理由

昨年4月に介護報酬の改定が実施され、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。訪問介護は、要介護者及びその家族の生活を支える上で欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護を続けることが困難になりかねません。

2024年の介護事業者全体の倒産や休廃業・解散が、過去最多の784社に達しました。そのうち「訪問介護」は529社と前年の427社から急増しています。調査した東京リサーチは、「コスト高や介護人材不足に加えて、報酬のマイナス改定があり、事業継続が難しくなっている」と指摘しています。訪問介護事業所のほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所で、介護報酬の引き下げにより、訪問介護事業所の多くが経営難に直面しています。

厚生労働省は、訪問介護の基本報酬の引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげています。ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型事業所、都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げていると推測されます。厚生労働省が引き下げの理由としていることの根拠が合理的なものなのか、改めての実態調査が必要です。

訪問介護の人手不足は深刻であり、ホームヘルパーの有効求人倍率は令和5年度で14.1倍と高水準です。政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算で補えるとしています。しかし、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しく、基本報酬の引き下げ分を補えない事業所が出ています。

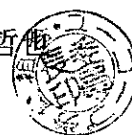
介護事業者の経営環境及び介護職員の処遇の改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを行うよう求めます。

以上の点から、国に対して意見書を提出することを陳情します。

2025年1月30日

陳情提出者

住 所 横浜市中区太田町6-84-2
大樹生命ビル4階
団 体 名 ユーコープ労働組合
代表者名 中央執行委員長 積 哲也
電 話 045-319-4891



清川村議会議長様

陳情7-1

1/1 郵送

03/000/

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳情第 7 - 2 号
受理年月日	令和 7 年 1 月 3 1 日
件 名	従来(紙)の健康保険証の発行存続を求める意見書提出 の陳情
陳 情 者	横浜市中区太田町 6 - 84 - 2 大樹生命ビル 4 階 ユーコープ労働組合 中央執行委員長 積 哲也
陳情の趣旨	別紙陳情書のとおり

(令和 7 年 1 月 3 1 日郵送)

従来(紙)の健康保険証の発行存続を求める意見書提出の陳情

1. 陳情の要旨

国に対し、昨年12月2日に発行停止とした従来(紙)の健康保険証について、発行の存続を求める意見書を提出すること。

2. 陳情の理由

昨年12月2日から、従来(紙)の健康保険証の新規発行はなくなり、健康保険証はマイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化されることとなりました。

厚生労働省の調査では、昨年12月に医療への受診や薬局を利用する際、マイナ保険証を使った人は25.42%で、11月対比で約7%増でした。12月2日以降、利用率が上昇しましたが、いまだ従来(紙)の保険証を利用している人が7割以上もいます。マイナ保険証では資格確認ができない事態は続いており、マイナ保険証に対する国民の不安、不信を払しょくできていません。

従来(紙)の健康保険証の有効期限は、国民健康保険と後期高齢者医療制度の加入者は2025年7月31日まで、協会けんぽや組合けんぽの加入者は2025年12月1日までです。有効期限が切れた以降、マイナンバーカードを持たない人、マイナ保険証の登録をしていない人には、保険証の代わりとして、「資格確認書」が申請なしで交付されます。しかし本則は「申請制」であり、申請なしで「資格確認書」が交付されるのは「当面の間」とされています。また、マイナ保険証の利用登録はしたけれど「資格確認書」を使いたいという人は、登録解除をすれば「資格確認書」が交付されます。「資格確認書」は、従来(紙)の健康保険証と体裁は全く同じであり、機能も同じです。これでは、新たに「資格確認書」を発行する必要はなく、従来(紙)の健康保険証を存続すればいいだけです。

政府は、新たに運転免許証をマイナンバーカードに紐づけるとしています。その場合、現行の運転免許証は併存させるとしています。運転免許証が併存できて、健康保険証が併存できない理由があるはずがありません。

マイナンバーカードの利活用に対応しきれない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ない、という現状も生まれています。

わが国の医療保険制度は、いつでもどこでも誰でも、必要な時に日本国内で均しく医療を受けられる「国民皆保険」制度を採っています。国民健康保険は、「国民皆保険」制度のセーフティネットを担い、保険者である自治体が保険証の発行責任を負っていました。しかし、マイナ保険証一本化で保険者による保険証の発行責任をなくしてしまいました。

わが国が世界に誇る医療保険制度を将来にわたって維持存続させるために、昨年12月2日に発行停止とした従来(紙)の健康保険証を存続させることを求めます。

以上の点から、国に対して意見書を提出することを陳情します。

2025年1月30日

陳情提出者

住 所 横浜市中区太田町6-84-2
大樹生命ビル4階

団 体 名 ユーコープ労働組合

代表者名 中央執行委員長 積 哲也

電 話 045-319-4891



清川村議会議長様

陳情 7-2

1/31 郵送

03/0002

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳情第 7 - 3 号
受理年月日	令和 7 年 2 月 7 日
件 名	従来(紙)の健康保険証の存続を求める陳情
陳 情 者	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 2 - 23 - 2 TSプラザビルディング 2 階 神奈川県保険医協会 理事長 田辺 由紀夫
陳情の趣旨	別紙陳情書のとおり

(令和 7 年 2 月 7 日郵送)

陳 情 書

令和7年2月4日

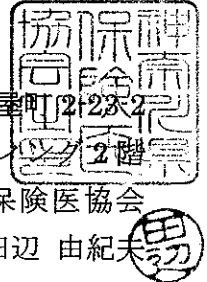
清川村議会議員
細野 洋一 殿

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2

TS プラザビルディング 2階

神奈川県保険医協会

理事長 田辺 由紀夫



【件名】

従来（紙）の健康保険証の存続を求める陳情

【陳情項目】

国に対し、昨年12月2日に発行停止とした従来（紙）の健康保険証について、発行の存続を求める意見書を提出すること。

【陳情の理由、経緯など】

マイナ保険証に対する国民の不安、不信は払しょくされていません。毎日新聞と社会調査研究センターが2024年12月14、15日に行った調査では、マイナ保険証への移行に「不安を感じる」が52%で半数を超えています。

マイナ保険証の利用率が2024年12月で25.42%と報じられますが、この利用率はオンライン資格確認利用件数ベースであり、従来（紙）の保険証でオンライン資格確認を行わなかったケースを含んでいません。つまり、いまだに多くの患者が従来（紙）の保険証で受診している状況であるということです。

従来（紙）の保険証は最長で12月1日まで使用できます。その後、マイナ保険証の登録をしていない人には、保険証の代わりの「資格確認書」が申請なしで交付されますが、これは「当分の間」の措置であり、将来にわたり申請なしでの交付を約束するものではありません。「資格確認書」は従来（紙）の保険証と機能的には同じで、刷新する必要がありません。むしろ制度変更によって余計な社会的混乱を招く危険性が高いと言えます。

わが国の医療保険制度は、「国民皆保険」制度を採っています。保険者は保険料を支払う被保険者に対し、いかなる時でも確認可能な被保険者資格の証明書類を発行する責任を負っています。従前の健康保険法等の施行規則では「被保険者証を被保険者に交付しなければならない」との文言がありましたが、2024年12月2日以降、「被保険者は、その（被保険者の資格の確認に必要な書面の）交付又は提供を申請しなければならない」と変更され、法令上その責任が記載されなくなりました。そもそもマイナカード取得が任意であるうえ、様々な理

陳情 7-3

シ/ 郵送

0580000

由により申請ができない方がおられる中で発行責任がなくなることはあってはなりません。

マイナカードから保険資格を読み取るオンライン資格確認のシステムは、保険者の異動などのタイムラグで「資格なし」とされる事例の他、患者と医療機関との軋轢なども含めて多くのトラブルが起こっています。患者が10割負担を請求された事例もあり、医療へのアクセス阻害につながりかねません。

またマイナ受付への対応のため、設備更新や事務負担増加などにより、閉院という選択肢を取らざるを得ない医療機関も生まれています。

世間ではマイナ保険証はなりすまし防止の対策になるとの主張を見かけます。しかしながら保険証によるなりすましの実態は、厚労省も把握していません。また、いわゆる医療機関のマイナ受付では顔認証以外の暗証番号による本人確認も選択でき、悪意のある使用者が暗証番号を共有すれば簡単になりすますることができてしまいます。効果のない対策のために、医療にかかる国民の権利を阻害するべきではありません。

以上の点から、昨年12月2日に発行停止とした従来（紙）の健康保険証は存続させるべきと考えます。つきましては、その趣旨で国に対して意見書を提出することを陳情します。

以上

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳情第 7 - 4 号
受理年月日	令和 7 年 2 月 7 日
件 名	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出することを要望する陳情書
陳 情 者	 
陳情の趣旨	別紙陳情書のとおり

(令和 7 年 2 月 7 日持参)

2025年2月7日

清川村議会議長 細野 洋一 殿

住所

氏名

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出することを要望する
陳情書

<陳情事項>

国及び政府に対し、選択的夫婦別姓を法制化するよう求める意見書を、清川村議会から提出してください。

<陳情趣旨及び理由>

現行法では、どちらかが改姓しないと婚姻が成立できません。私たちは、多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、婚姻に際してどちらも改姓しないという選択肢があることを望んでいます。

最高裁判所は2015年また2021年の夫婦別姓を求める裁判で、現行法の夫婦同姓規定自体は「合憲」と判断しましたが、同時に選択的夫婦別姓制度の在り方について「国会で論ぜられ、判断されるべき事項に他ならない」と国会での議論を投げかけました。その後も夫婦別姓の選択肢を持てる法制度を求める声は多く、市民、司法、経済界からも、ますます強く求められています。

2024年、一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）が選択的夫婦別姓制度の導入を政府に求める提言を公表しました。同年6月には経済同友会も経団連と足並みを揃える姿勢を示し、更には「一つの姓を選ばなければいけないという非常に不都合なことがずっと放置されてきた。働く仲間の多くが不都合を感じているのだから、早期に解決してもらいたい」と制度の導入を強く求めました。

2/7 持参

陳情7-4

0380004

現在の我が国の夫婦同姓制度は明治時代に海外から輸入された制度ですが、海外ではその後順次別氏制が導入され、現在では夫婦同姓でなくては結婚ができない国は日本以外にはありません。

現代社会では、男女ともに生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから結婚を迎えるケースも多く、改姓によるキャリアへの影響が指摘されています。また子連れ再婚も増加傾向にあり、再婚時の子どもの苗字をめぐった困りごとが増えています。政府は通称使用の拡大に向けた取り組みを進めていますが、ダブルネームの使い分けにより本人確認や手続きの手間が増加し、管理コストも大きくなっています。また、国際社会においても一貫した氏名が求められる場面が多く、課題が生じています。

選択的夫婦別姓制度は、こうした問題を解決し、誰も改姓による不利益、苦痛を感じることなく結婚・出産でき、老後も法的な家族として支え合い、更には「自分の名前で生きたい」という人権、且つ、個人のアイデンティティを尊重できる社会の実現につながります。国民一人一人が活躍できる社会を実現するために、選択的夫婦別姓を議論して頂きますよう要望します。

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳情第 7 - 5 号
受理年月日	令和 7 年 2 月 1 7 日
件 名	従来(紙)の健康保険証の発行存続を求める意見書提出 の陳情
陳 情 者	厚木市三田 2-13-18 神奈川土建一般労働組合厚木支部 執行委員長 高橋政雄
陳情の趣旨	別紙陳情書のとおり

(令和 7 年 2 月 1 7 日郵送)

新 川 村 議 会			
議 長	委員 長	事務局 長	書 記
			佐 藤

従来(紙)の健康保険証の発行存続を求める意見書提出の陳情

1.陳情の要旨

国に対し、昨年12月2日に発行停止とした従来(紙)の健康保険証について、発行の存続を求める意見書を提出すること。

2.陳情の理由

昨年12月2日から、従来(紙)の健康保険証の新規発行はなくなり、健康保険証はマイナナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化されることとなりました。

厚生労働省の昨年11月の調査では、医療への受診や薬局を利用する際、マイナ保険証を使った人は18.5%でした。12月2日以降の一週間の利用率が28.3%に上昇したと報道されましたが、それでもマイナ保険証の利用率は3割未満で、従来(紙)の保険証を利用している人が7割もいます。いまだに、マイナ保険証では資格の確認ができないなどのトラブル事例が続き、マイナ保険証に対する国民の不安、不信を払しょくできていません。

従来(紙)の健康保険証の有効期限は、国民健康保険と後期高齢者医療制度の加入者は2025年7月31日まで、協会けんぽや組合けんぽの加入者は2025年12月1日までです。有効期限が切れた以降、マイナナンバーカードを持たない人、マイナ保険証の登録をしていない人には、保険証の代わりとして、「資格確認書」が申請なしで自動的に交付されます。また、マイナ保険証の利用登録はしたけれど「資格確認書」を使いたいという人は、登録解除をすれば「資格確認書」が交付されます。「資格確認書」は、従来(紙)の健康保険証と体裁は全く同じであり、機能も同じです。これでは、新たに「資格確認書」を発行する必要はなく、従来(紙)の健康保険証を存続すればいいだけです。

政府は、新たに運転免許証をマイナナンバーカードに紐づけるとしています。その場合、現行の運転免許証は併存させるとしています。運転免許証が併存できて、健康保険証が併存できない理由があるはずがありません。

マイナナンバーカードの利活用に対応しきれない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ない、という現状も生まれています。

わが国の医療保険制度は、いつでもどこでも誰でも、必要な時に日本国内で均しく医療を受けられる「国民皆保険」制度を採っています。国民健康保険は、「国民皆保険」のセーフティネットを担い、保険者である自治体は、保険証の発行責任を負っています。わが国が世界に誇る医療保険制度を将来にわたって維持存続させるために、昨年12月2日に発行停止とした従来(紙)の健康保険証を存続させることを求めます。

以上の点から、国に対して意見書を提出することを陳情します。

2025年 2月 13 日

清川村議会議長 殿

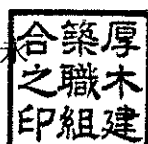
陳情提出者

住 所 厚木市水引 1-15-18

団 体 名 厚木建築職組合

代表者名 組合長 内藤照夫

電 話 046-224-7538



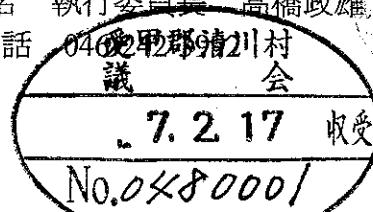
陳情提出者

住 所 厚木市三田 2-13-18

団 体 名 神奈川土建一般労働組合厚木支部

代表者名 執行委員長 高橋政雄

電 話 046-224-7538



陳情 7-5

〒18 郵送

令和 7 年清川村議会 3 月定例会運営要領（案）

1 会期について 3 月 5 日から 3 月 21 日までの 17 日間

2 日程について 次表のとおり

月 日	会 議 名 等	開会時間	摘 要
2 月 25 日（火）	議 会 運 営 委 員 会	9 時 30 分	議会運営・その他 議案書・説明資料提出期限
26 日（水）			議案書等の調整
27 日（木）			〃
28 日（金）	議 会 招 集 告 示		議案書等の配付
3 月 1 日（土）	（休 日）		
2 日（日）	（休 日）		
3 日（月）			
4 日（火）			
5 日（水）	本 会 議	9 時 30 分	9 時 15 分参集
6 日（木）			
7 日（金）	本 会 議	9 時 30 分	9 時 15 分参集
8 日（土）	（休 日）		
9 日（日）	（休 日）		
10 日（月）			
11 日（火）			
12 日（水）			
13 日（木）	本 会 議	9 時 30 分	9 時 15 分参集
14 日（金）			
15 日（土）	（休 日）		
16 日（日）	（休 日）		
17 日（月）			
18 日（火）			
19 日（水）			
20 日（木）	（休 日）		
21 日（金）	本 会 議	9 時 30 分	9 時 15 分参集

3 審議日程について 別添のとおり

令和 7 年清川村議会 3 月定例会提出予定議案等審議日程表（案）

審 議 月 日	日程 順位	議案番号	件 名	概 要	資料 番号
3. 5	1		会議録署名議員の指名について	3 番 細 野 賢 一 議員 4 番 笹 原 和 織 議員	
〃	2		会期の決定について	自 令和 7 年 3 月 5 日 至 令和 7 年 3 月 2 1 日 1 7 日間	
〃	3		令和 7 年度施政方針について	村長施政方針の説明	別冊
〃	4	第 3 号	清川村企業版ふるさと納税基金条例の制定について	地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連して寄附された企業版ふるさと納税を柔軟かつ効率良く活用することで円滑な制度運営を図ることを目的とした清川村企業版ふるさと納税基金を設置するため、本条例を制定するものです。	
〃	5	第 4 号	基金の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	特定目的基金における所期の設置目的が達成された基金や設置目的が類似する基金を整理するため、関係する条例について統合及び廃止等の所要の改正を行うため、本条例を制定するものです。	

審 議 月 日	日程 順位	議案番号	件 名	概 要	資料 番号
3.5	6	第 7 号	清川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁固が新たに拘禁刑として単一化されることなどに伴う改正及び令和6年8月の人事院勧告に伴う扶養手当等の見直しについて、所要の改正を行うものです。	4
〃	7	第 8 号	清川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	国民健康保険法施行令の一部改正に伴う保険料の賦課限度額及び軽減判定所得の引き上げにより、清川村国民健康保険条例についても同様の措置を講ずるため、所要の改正を行うものです。	5
〃	8	第 9 号	清川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	給与法の改正により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。	6
〃	9	第 10 号	清川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加するため、所要の改正を行うものです。	7
〃	10	第 11 号	令和7年度清川村一般会計予算	総 額 2,879,119 千円 (内容説明のみ)	別冊

審 議 月 日	日程 順位	議案番号	件 名	概 要	資料 番号
3. 5	1 1	第 1 2 号	令和 7 年度清川村国民健康保険事業特別会計予算	総 額 398,891 千円 (内容説明のみ)	別冊
〃	1 2	第 1 3 号	令和 7 年度清川村介護保険事業特別会計予算	総 額 354,931 千円 (内容説明のみ)	
〃	1 3	第 1 4 号	令和 7 年度清川村後期高齢者医療事業特別会計予算	総 額 98,510 千円 (内容説明のみ)	
〃	1 4	第 1 5 号	令和 7 年度清川村簡易水道事業会計予算	収益的収入及び支出 収 入 179,104 千円 支 出 164,915 千円 資本的収入及び支出 収 入 0 千円 支 出 53,976 千円	
〃	1 5	第 1 6 号	令和 7 年度清川村公共下水道事業会計予算	収益的収入及び支出 収 入 363,782 千円 支 出 362,413 千円 資本的収入及び支出 収 入 184,388 千円 支 出 240,487 千円	

審 議 月 日	日程 順位	議案番号	件 名	概 要	資料 番号
3.5	16	陳 情	別紙のとおり	新規陳情 6 件	
3.7	1		一 般 質 問	4 名（6 項目） 1 番 小 林 大 介 議員（2 項目） 4 番 笹 原 和 織 議員（2 項目） 3 番 細 野 賢 一 議員（1 項目） 2 番 落 合 美 和 議員（1 項目）	
3.13	1	第 1 1 号	令和 7 年度清川村一般会計予算	総 額 2,879,119 千円 （質疑・討論・採決）	別冊
〃	2	第 1 2 号	令和 7 年度清川村国民健康保険事業特別会計予算	総 額 398,891 千円 （質疑・討論・採決）	
	3	第 1 3 号	令和 7 年度清川村介護保険事業特別会計予算	総 額 354,931 千円 （質疑・討論・採決）	

審 議 月 日	日程 順位	議案番号	件 名	概 要	資料 番号
3.13	4	第 1 4 号	令和 7 年度清川村後期高齢者医療事業特別 会計予算	総 額 98,510 千円 (質疑・討論・採決)	別冊
〃	5	第 1 5 号	令和 7 年度清川村簡易水道事業会計予算	収益的収入及び支出 収 入 179,104 千円 支 出 164,915 千円 資本的収入及び支出 収 入 0 千円 支 出 53,976 千円	
〃	6	第 1 6 号	令和 7 年度清川村公共下水道事業会計予算	収益的収入及び支出 収 入 363,782 千円 支 出 362,413 千円 資本的収入及び支出 収 入 184,388 千円 支 出 240,487 千円	
3.21	1	第 2 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について	刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁固が新たに拘禁刑として単一化されることなどに伴い、本村において関係する条例を整理して所要の改正を行うため、本条例を制定するものです。	1
〃	2	第 5 号	清川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。	2

審 議 月 日	日程 順位	議案番号	件 名	概 要	資料 番号
3.21	3	第 6 号	清川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。	3
〃	4	第 1 7 号	令和 6 年度清川村一般会計補正予算（第 6 号）	既 定 額 2,711,688 千円 補 正 額 148,845 千円 補正後の額 2,860,533 千円	
〃	5	第 1 8 号	令和 6 年度清川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	既 定 額 309,359 千円 補 正 額 10,320 千円 補正後の額 319,679 千円	
	6	第 1 9 号	令和 6 年度清川村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	既 定 額 363,871 千円 補 正 額 1,370 千円 補正後の額 365,241 千円	
〃	7	第 2 0 号	令和 6 年度清川村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	既 定 額 93,177 千円 補 正 額 △ 4,352 千円 補正後の額 88,825 千円	

審 議 月 日	日程 順位	議案番号	件 名	概 要	資料 番号
3.21	8	第 2 1 号	令和 6 年度清川村簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）	収益的収入及び支出 収 入 既決予定額 202,852 千円 補正予定額 266 千円 補正後の額 203,118 千円 支 出 既決予定額 197,480 千円 補正予定額 △ 7,102 千円 補正後の額 190,378 千円	
〃	9	第 2 2 号	令和 6 年度清川村公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）	収益的収入及び支出 収 入 既決予定額 370,940 千円 補正予定額 △ 19,058 千円 補正後の額 351,882 千円 支 出 既決予定額 364,253 千円 補正予定額 △ 13,890 千円 補正後の額 350,363 千円 資本的収入及び支出 収 入 既決予定額 213,169 千円 補正予定額 △ 315 千円 補正後の額 212,854 千円 支 出 既決予定額 270,536 千円 補正予定額 △ 7,488 千円 補正後の額 263,048 千円	

審 議 月 日	日程 順位	議案番号	件 名	概 要	資料 番号
3.21	10	議員提出 第 1 号	清川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に対応すること。また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「懲役」を拘禁系に改めるため、所要の改正を行うものです。	8
〃	11		次期議会の会期日程等、議会運営に関する事項について		
			以 下 余 白		